

佐用町 令和8年度 町民税・県民税申告の手引き

令和8年2月16日から3月16日までが、「所得の申告相談」の受付期間となります。

税務署や町が設ける申告会場は混雑が予想されますので、「所得税の確定申告」は、自宅から行える便利なe-Taxでの電子申告をご利用ください。また、「町民税・県民税申告」は郵送でも受付を行います。



(問合せ・郵送提出先)

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

佐用町役場 税務課 町民税係 TEL: 0790-82-0662 (税務課直通)

1 「所得の申告相談期間」

令和8年2月16日(月)から3月16日(月)まで

相談日・時間は20ページの日程表でご確認ください

2 「町では受付できない確定申告」

町が開設する相談会場では、国税に関する次のような申告については受付できません。内容についての相談は、5ページの「7 国税に関する相談窓口」をご確認ください。

令和7年分のe-Taxでの電子申告は1月上旬から利用できます。申告期限内に申告できるよう、早めに作成準備をしておきましょう。(2ページまたは国税庁ホームページをご覧ください。)

- | | | |
|--|------------------------------|------------------|
| ●青色申告 | ●住宅借入金等特別控除（令和7年中に入居した場合を除く） | |
| ●株式、先物取引等に係る分離譲渡（特定口座で取引した上場株式等の譲渡・配当を申告する場合を含む） | | |
| ●準確定申告 | ●令和7年分以外の申告 | ●特定支出控除（給与所得）の申告 |
| ●外国税額控除 | ●繰越損失（災害・火災による損失を除く） | ●消費税申告 |
| ●贈与税申告 | ●セルフメディケーション税制 | など |

3 「町民税・県民税申告書」を提出する必要のある方

令和8年1月1日現在、佐用町にお住まいの方で、令和7年中に収入があった場合は、町民税・県民税申告書（13,14ページの様式をご利用いただくか、税務課、各支所窓口での受取または町のホームページよりダウンロードできます）を提出してください。郵送でも受付を行います（提出先は1ページをご覧ください）。

所得税の確定申告が不要の方でも、**次に該当する方は町民税・県民税の申告が必要です。**

- ① 年末調整をした給与所得のほかに、所得金額がある方
- ② 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得のほかに所得金額がある方
- ③ 営業等、農業、不動産、配当、雑所得、一時所得、譲渡所得などの所得金額がある方

※上記の所得が20万円を超える方は、所得税の確定申告が必要です。

【令和7年中に収入がなかった方（遺族・障害年金等非課税年金のみの方を含む）】

申告の必要はありませんが、国民健康保険等に加入されている場合や福祉・町営住宅・教育関係の制度において、所得等に関する証明書が必要な場合は、「町民税・県民税申告」が必要となります。

4 「所得の申告相談の前に」ご準備ください。

- ① 番号確認書類（マイナンバーカードか通知カード）、身元確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書など）※郵送で提出される場合はコピーを同封してください。
- ② 令和7年中（令和7年1月1日から12月31日まで）の収入がわかるもの
 - ・給与所得者や年金受給者……「源泉徴収票（原本）」、支払者の証明書（原本）等
 - ・農業営業、不動産所得者……帳簿（事前に収入・支出を整理し、作成してください。代行作成はできませんので、ご自身で作成または税務署、税理士、指導団体等で作成指導をうけるなどしてください。）
 - ・他に収入のあった方……収入金額と必要経費のわかる書類
- ③ 所得控除に必要な控除証明書や領収書等

社会保険料控除	各種健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、各種年金保険料等の控除証明書または領収書等 ※佐用町に支払った国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料、源泉徴収票に記載されている社会保険料控除の領収書等は必要ありません。
生命保険料、地震保険料控除	保険会社発行の申告用控除証明書
医療費控除	医療費控除等の明細書 ※詳しくは9ページ又は国税庁ホームページをご覧ください。明細書の代行作成はできませんので、医療を受けた人ごと、支払先ごとに分け、集計し必ず事前に作成してください。領収書の添付は不要ですが、申告会場にはご持参ください。
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書等
寄附金控除	寄附先から交付された寄附金の受領証等
勤労学生控除	学生証や在学証明書等

④ 還付の場合は振込先金融機関の口座(本人名義)がわかるもの

※申告するための帳簿や書類は一定期間（法定帳簿は7年間・それ以外は5年間）保存する必要があります。

5 「町民税・県民税額」の計算方法・税金がかからない方

町民税・県民税年税額は、均等割額と所得割額の合計となります。

町民税・県民税(年額)= 均等割額 + 所得割額

均等割額 均等割額は下記の金額の合計 5,800 円です。

町民税（佐用町）3,000 円 + 県民税（兵庫県）1,800 円 + 国税（森林環境税）1,000 円 = 5,800 円

所得割額 所得割額は下記の式により計算されます。

(総所得金額 - 所得控除金額) = A (千円未満切捨)

A × 10% - 税額控除 = 所得割額 (百円未満切捨)

※税率は、一律 10%（町民税が 6%、県民税が 4%）となっています。

※分離譲渡所得等の税率：長期譲渡・株式等・先物取引は 5%、短期譲渡は 9%

【均等割も所得割もかからない方】

・生活保護法によって生活扶助を受けている方

・障害者、未成年者、寡婦または未婚のひとり親の方で令和 7 年の合計所得金額が 135 万円以下(給与収入の場合 204 万 4 千円未満)であった方

【均等割のかからない方】

令和 7 年の合計所得金額（土地建物や株式等の譲渡所得がある場合は特別控除・繰越控除の適用前の額）が下記の額以下の方は、均等割がかかりません。

(同一生計配偶者および扶養親族数（16 歳未満も含まれます）+1) ×28 万円+16 万 8 千円+10 万円

※ただし、同一生計配偶者および扶養親族がいない場合は 28 万円+10 万円=38 万円

【所得割のかからない方】

令和 7 年の総所得金額（合計所得金額に繰越控除を適用した額）が下記の額以下の方は、所得割がかかりません。

(同一生計配偶者および扶養親族数（16 歳未満も含まれます）+1) ×35 万円+32 万円+10 万円

※ただし、同一生計配偶者および扶養親族がいない場合は 35 万円+10 万円=45 万円

6 国税に関する相談窓口

① 相生税務署での申告相談

※相談する場合は、事前に LINE でオンライン予約をしてください。

税務署での令和 7 年分確定申告会場の開設期間は令和 8 年 2 月 16 日(月)から 3 月 16 日(月)までです。当日受付は長時間お待ちいただく場合がありますので、事前予約をお薦めします。

なお、上記期間中は電話での事前予約は実施しておりません。

●所在地

〒678-0055 相生市那波本町 6 番 1 号

電話 : 0791-23-0231 (代表)

※自動音声に従い番号を選択してください。



JR 山陽本線相生駅 徒歩 10 分



国税庁公式 LINE



予約は来場希望日の 14 日前から 2 日前までできます

② 国税に関する電話相談センター

国税に関する一般的な内容は電話相談センターで相談を受け付けています。

電話 : 0570-00-5901 (受付 8 時 30 分～17 時 土・日・祝日及び年末年始を除く)

所得税の相談は、音声案内に従って「1番電話相談センター」を選択してください。

③ よくある税の質問について

国税庁ホームページ「タックスアンサー（よくある税の質問）」で、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

7 「所得税の確定申告は e-Tax で」

令和 7 年分の e-Tax での電子申告は、1 月上旬から利用できます。毎年 医療費控除、扶養控除、保険料控除の追加で確定申告されている方は、ぜひご利用ください。

スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず！

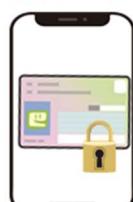
- マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書が e-Tax で送信できます！
- 利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！（機種によって異なります）

令和7年分確定申告から、iPhoneにも対応します！

スマートフォンのマイナンバーカードの詳細はこちら



＼読み取不要／



※ご利用には、マイナポータルからスマートフォンのマイナンバーカードの利用申請・登録が必要です。

●町民税・県民税申告書の書き方（申告書の該当する箇所にそれぞれ記入してください）

1～2 収入・所得金額について（申告書の番号に対応しています）

事業	① 営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、サービス業、商品外交員、生命保険外交などの事業から生ずる収入	必要経費、所得金額の算出は収支内訳書を事前に作成し、申告の際に添付してください。 (11、12ページを参照)	
	② 農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜等から生ずる収入		
③ 不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などの収入		ます（所得の計算は下段で算出でき	
④ 利子	公社債や預金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の配分金などによる所得			
⑤ 配当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金などによる所得			
⑥ 給与	給料、賃金、賞与などの収入（令和7年中の総受給額で税金などを差し引く前の金額です）。日給又は所得税を徴収していない事業所に勤務している方は事業主からの給与の支払証明をうけてください。			
⑦ 公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金や恩給などの収入			
⑧ 業務	シルバー人材センターの配分金、原稿料、講演料などの副収入による所得			
⑨ その他	生命保険年金、互助年金などの他の所得に該当しない所得			
⑪ 総合譲渡時	機械やゴルフ会員権、特許権、書画、骨董、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞金当選金などの所得			
⑫ 所得金額の合計	事業所得（営業等・農業）や不動産所得、山林所得、総合課税の譲渡所得の金額に赤字があるときは、その赤字を他の各種所得金額の黒字から控除します。			

【給与所得の計算】

A 給与等の収入金額	円
------------	---

申告書の「1収入金額」のカに「A」の金額を転記してください。

Aの金額	給与所得	
～650,999円		0円
651,000円 ～1,899,999円	A - 650,000円	円
1,900,000円 ～3,599,999円	A ÷ 4 千円未満切捨	B × 2.8 - 80,000円 円
3,600,000円 ～6,599,999円	B ,000円	B × 3.2 - 440,000円 円
6,600,000円 ～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円～	A - 1,950,000円	

【公的年金等（雑所得）の計算】

C 公的年金等の収入金額	円
--------------	---

申告書の「1収入金額」のカに「C」の金額を転記してください。

昭和36年1月2日以後生まれ	65歳未満	Cの金額	公的年金等の雑所得
		～1,300,000円	C - 600,000円 円
1,300,001円 ～4,100,000円			C × 0.75 - 275,000円 円
4,100,001円 ～7,700,000円			C × 0.85 - 685,000円 円
7,700,001円 ～10,000,000円			C × 0.95 - 1,455,000円 円
10,000,001円～			C - 1,955,000円 円

昭和36年1月1日以前生まれ	65歳以上	Cの金額	公的年金等の雑所得
		～3,300,000円	C - 1,100,000円 円
3,300,001円 ～4,100,000円			C × 0.75 - 275,000円 円
4,100,001円 ～7,700,000円			C × 0.85 - 685,000円 円
7,700,001円 ～10,000,000円			C × 0.95 - 1,455,000円 円
10,000,001円～			C - 1,955,000円 円

公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計が、1,000万円超2,000万円以下の場合には一律10万円を、2,000万円を超える場合には一律20万円を、それぞれ上記の控除額から更に引き下げられます。

3~4 所得から差し引かれる金額について（申告書の番号に対応しています）

令和7年中に、あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族に、次に該当する支払い等があれば控除を受けられます。

⑬ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者・その他の親族が負担すべき健康保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料（いずれも本人以外の年金からの特別徴収分を除く）などで、あなたが支払った額の全額。 領収書又は控除証明書が必要です。			
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく掛金（旧第2種共済掛金を除く）、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済の掛金の全額。 領収書又は控除証明書が必要です。			
⑮ 生命保険料控除	一般の生命保険料	受取人があなたか、配偶者・その他の親族となっている生命保険契約に基づいて、令和7年中にあなたが支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を記入してください。 控除証明書が必要です。	合計控除限度額 7万円※ (7ページを参照)	
	個人年金の保険料			
	介護医療保険料			
⑯ 地震保険料控除	地震保険料	地震保険料の支払いがある場合、その合計額に応じて控除されます。 控除証明書が必要です。	控除上限 2万5千円※ (8ページを参照)	
	旧長期損害保険料	経過措置適用長期損害保険料の支払いがある場合、その合計額に応じて控除されます。地震保険料控除額と旧長期損害保険料の控除額の両方がある場合の控除上限は2万5千円です。 控除証明書が必要です。	控除上限 1万円※ (8ページを参照)	
⑰ 寡婦・ひとり親控除	現に婚姻していない（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない）方又は配偶者が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下の場合、下記の条件で控除を受けられます。			
	ひとり親	（他の方の扶養となっていない）総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる方	30万円※	
	寡婦	①夫と死別した後婚姻していない方、または②夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方		
⑯ 勤労学生控除	あなたが、令和7年12月31日現在税法に規定された勤労学生であり、合計所得金額が85万円以下（うち自己の勤労によらない所得は10万円以下）であれば受けられます。 在学を証明する書類が必要です。			26万円※
⑰ 障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が該当する場合。			特別障害者 30万円※ 障害者 26万円※ 同居特別障害者 53万円※
	特別障害者……身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健手帳1級、療育手帳A所持者 障害者……上記以外の等級の手帳所持者など 同居特別障害者……控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする他の親族いずれかとの同居を常況としている者 各種手帳（郵送の場合は写し）又は「障害者控除対象者認定書」が必要です。			
⑲ 配偶者控除	給与・公的年金収入がある配偶者は、合計所得金額を記入してください。（8ページを参照）他の収入がある配偶者は、（収入金額-必要経費）の額を配偶者の合計所得金額欄に記入してください。 ※⑯⑰共通			納税者の所得に応じて 配偶者 33万円 ～11万円※ 老人配偶者 38万円 ～13万円※
	令和7年12月31日現在（令和7年中の死亡を含む）、あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の合計所得が58万円（給与収入の場合123万円）以下の場合に受けられます。配偶者が70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）の場合は老人配偶者になります。ただし、あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。（8ページを参照）			
⑳ 配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が580,001円～1,330,000円の場合に受けることができます（配偶者控除と同時に受けることはできません）。ただし、あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。（8ページを参照）			納税者・配偶者の所得に応じて 33万円～1万円※
㉑ 扶養控除	令和7年12月31日現在、あなたと生計を一にする親族で、令和7年中の合計所得金額が58万円（給与収入の場合123万円）以下の場合に受けられます。			納税者の所得に応じて 特 19歳以上23歳未満の扶養親族 定 扶 養 (平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれ) 45万円※ 同居老親等 老人扶養親族のうち、あなたか配偶者の直系尊属（両親・祖父母等）で、あなたか配偶者のいずれかと同居している場合 45万円※ 老 70歳以上の扶養親族（昭和31年1月1日以前生まれ） 38万円※ 人 扶 養 一般扶養 上記以外の控除対象扶養親族（注）16歳未満（平成22年1月2日以降生まれ）は除く ※30歳～70歳まで非居住者の方は、次のいずれかを満たす場合のみ ①留学等で国内に住所がない 扶養親族 ②障害者 ③生活費、教育費で年38万円以上の支払いを受けている 33万円※
⑬ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者・その他の親族が負担すべき健康保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料（いずれも本人以外の年金からの特別徴収分を除く）などで、あなたが支払った額の全額。 領収書又は控除証明書が必要です。			
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく掛金（旧第2種共済掛金を除く）、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済の掛金の全額。 領収書又は控除証明書が必要です。			
⑮ 生命保険料控除	一般の生命保険料	受取人があなたか、配偶者・その他の親族となっている生命保険契約に基づいて、令和7年中にあなたが支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を記入してください。 控除証明書が必要です。	合計控除限度額 7万円※ (7ページを参照)	
	個人年金の保険料			
	介護医療保険料			
⑯ 地震保険料控除	地震保険料	地震保険料の支払いがある場合、その合計額に応じて控除されます。 控除証明書が必要です。	控除上限 2万5千円※ (8ページを参照)	
	旧長期損害保険料	経過措置適用長期損害保険料の支払いがある場合、その合計額に応じて控除されます。地震保険料控除額と旧長期損害保険料の控除額の両方がある場合の控除上限は2万5千円です。 控除証明書が必要です。	控除上限 1万円※ (8ページを参照)	
⑰ 寡婦・ひとり親控除	現に婚姻していない（事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない）方又は配偶者が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下の場合、下記の条件で控除を受けられます。			30万円※
	ひとり親	（他の方の扶養となっていない）総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる方		
	寡婦	①夫と死別した後婚姻していない方、または②夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方	26万円※	
⑯ 勤労学生控除	あなたが、令和7年12月31日現在税法に規定された勤労学生であり、合計所得金額が85万円以下（うち自己の勤労によらない所得は10万円以下）であれば受けられます。 在学を証明する書類が必要です。			26万円※
⑰ 障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が該当する場合。			特別障害者 30万円※ 障害者 26万円※ 同居特別障害者 53万円※
	特別障害者……身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健手帳1級、療育手帳A所持者 障害者……上記以外の等級の手帳所持者など 同居特別障害者……控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする他の親族いずれかとの同居を常況としている者 各種手帳（郵送の場合は写し）又は「障害者控除対象者認定書」が必要です。			
⑲ 配偶者控除	給与・公的年金収入がある配偶者は、合計所得金額を記入してください。（8ページを参照）他の収入がある配偶者は、（収入金額-必要経費）の額を配偶者の合計所得金額欄に記入してください。 ※⑯⑰共通			納税者の所得に応じて 配偶者 33万円 ～11万円※ 老人配偶者 38万円 ～13万円※
	令和7年12月31日現在（令和7年中の死亡を含む）、あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の合計所得が58万円（給与収入の場合123万円）以下の場合に受けられます。配偶者が70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）の場合は老人配偶者になります。ただし、あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。（8ページを参照）			
⑳ 配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が580,001円～1,330,000円の場合に受けることができます（配偶者控除と同時に受けることはできません）。ただし、あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。（8ページを参照）			納税者・配偶者の所得に応じて 33万円～1万円※
㉑ 扶養控除	令和7年12月31日現在、あなたと生計を一にする親族で、令和7年中の合計所得金額が58万円（給与収入の場合123万円）以下の場合に受けられます。			納税者の所得に応じて 特 19歳以上23歳未満の扶養親族 定 扶 養 (平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれ) 45万円※ 同居老親等 老人扶養親族のうち、あなたか配偶者の直系尊属（両親・祖父母等）で、あなたか配偶者のいずれかと同居している場合 45万円※ 老 70歳以上の扶養親族（昭和31年1月1日以前生まれ） 38万円※ 人 扶 養 一般扶養 上記以外の控除対象扶養親族（注）16歳未満（平成22年1月2日以降生まれ）は除く ※30歳～70歳まで非居住者の方は、次のいずれかを満たす場合のみ ①留学等で国内に住所がない 扶養親族 ②障害者 ③生活費、教育費で年38万円以上の支払いを受けている 33万円※

㉔ 特定親族特別控除	あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額が580,001円～1,230,000円の場合に受けることができます。(8ページを参照)	特定親族の所得に応じて45万円～3万円※
㉕ 基礎控除	申告者本人の合計所得金額が①2,400万円以下 ②2,400万円超～2,450万円以下 ③2,450万円超～2,500万円以下	①43万円※②29万円※③15万円※
㉖ 雜損控除	あなたや総所得金額が58万円以下の配偶者・その他の親族で、生計を一にする方が、災害や盗難、などで損害（補てん金を差し引く）がある場合。	り災証明書、損害金額等の確認できる書類が必要です。
㉗ 医療費控除	医療費の負担額（支払額-補てん金）より10万円（総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%）を引き、その残った金額から限度額200万円までが控除額となります。(8、9ページを参照) なお領収書は整理して、必ず支払った合計金額も計算しておいてください。	医療費控除の明細書が必要です。
	セルフメディケーション税制による医療費控除（健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取り組みを行っている必要があります）は、特定一般用医薬品等購入費の合計額（支払い額-補てん金）から1万2千円を差し引いた金額から限度額8万8千円までが控除額となります。（「医療費控除」欄の区分の□に「1」と記入してください） 通常の医療費控除とどちらか一方しか控除を受けることはできません。	

※印の控除額は町民税・県民税での控除額となります。所得税の控除額とは異なりますのでご注意ください。

(注)16歳未満の扶養親族がいる場合：控除額はありませんが、町民税・県民税の非課税限度額の算定等の際に使用するため、扶養親族の氏名・マイナンバー・続柄・生年月日・同居・別居の区分を記入してください。

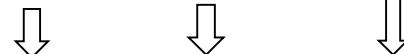
所得控除の計算

⑯ 生命保険料控除の計算

(新契約) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約		
A	一般生命保険料支払額	円
B	個人年金保険料支払額	円
C	介護医療保険料支払額	円
A,B又はCの支払った金額	控除額の計算	
～12,000円	(A,B又はCの金額)円	
12,001円～32,000円	(A,B又はCの金額)×0.50+6,000円	
32,001円～56,000円	(A,B又はCの金額)×0.25+14,000円	
56,001円～	28,000円	

区分	一般生命保険料控除額	個人年金保険料控除額	介護医療保険料控除額
新契約のみ	限度額28,000円 円	限度額28,000円 円	限度額28,000円 円
	限度額35,000円 円	限度額35,000円 円	
	限度額28,000円 円	限度額28,000円 円	

一番高い控除額を下表に転記



F	円	G	円	H	円
限度額70,000円 (F+G+H) ⑯					円

(旧契約) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約		
D	一般生命保険料支払額	円
E	個人年金保険料支払額	円
D又はEの支払った金額	控除額の計算	
～15,000円	(D又はEの金額)円	
15,001円～40,000円	(D又はEの金額)×0.50+7,500円	
40,001円～70,000円	(D又はEの金額)×0.25+17,500円	
70,001円～	35,000円	

⑯ 地震保険料控除の計算

区分	支払った保険料の金額	地震保険料の控除額
地 震 保 険 料	～ 50,000円	(支払った金額の1/2) 円
	50,001円～	25,000円
旧長期損害保険料	～ 5,000円	(支払った金額) 円
	5,001円～15,000円	(支払った金額の1/2)+2,500円
	15,001円～	10,000円

※地震保険料控除 + 旧長期損害保険料 = 控除限度額 (25,000 円)

※旧長期損害保険契約のうち、地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、いずれか一方のみが控除対象となります。

㉑ 配偶者控除、㉒ 配偶者特別控除の計算

配偶者の合計所得金額		納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除 配偶者	58万円以下	33万円	22万円	11万円
	(老人控除対象配偶者)	(38万円)	(26万円)	(13万円)
配偶者 特別 控除	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	—	—	—

※配偶者が事業専従者となっている（又は、青色申告者から専従者給与を受けている）場合は、控除を受けられません。

㉗ 雜損控除の計算

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	総所得金額の合計	円
E	D×0.1	円
F	C-E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G-5万円	円
I	FとHのいずれか多い金額	㉗

㉙ 特定親族特別控除の計算

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円
123万円超	—

㉚ 医療費控除の計算

A	昨年中に支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	総所得金額の合計	円
E	D×0.05	円
F	10万円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C-F ※限度額(200万円)	㉘ 円

㉚' 医療費控除の計算

(セルフメディケーション税制)

A	昨年中に支払った医薬品等購入費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	C-12,000円 ※限度額(8万8千円)	㉘' 円

※㉘か㉘'のどちらか一方しか控除を受けることはできません。

●医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> ○医師、歯科医師による診療や治療 ○治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価(資格者による施術に限る) ○助産師による分べんの介助の対価 ○医師等による一定の特定保健指導の対価 ○介護福祉士等による喀痰吸引等の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ○通院費 ○医師等の送迎費 ○医療用器具の購入や賃貸の費用 ○入院の対価として支払う部屋代や食事代 ○義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器の購入の費用 ○身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの ○6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した「おむつ使用証明書」のあるもの ・介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ・容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ・健康診断の費用 ・タクシー代(電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除く) ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ・治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡、補聴器等の購入費用 ・文書料、病衣代、差額ベッド代
○保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	○左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価	・親族に支払う療養上の世話の対価
○治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	<ul style="list-style-type: none"> ○かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ○医師等の処方や指示により、医師等による診療等をうけるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用(疾病を予防するための予防接種やサプリメント等の費用を含む)

※1 人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用も医療費控除の対象となります。

※2 介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等があれば、認定期間中のおむつ代を医療費控除の対象とできます。

※3 医療費は、令和7年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

※4 医療費控除の対象となる介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価については、国税庁ホームページをご覧ください。なお、障害者自立支援法制度の下で提供される居宅介護、重度訪問介護等の一定の障害福祉サービスの対価なども医療費控除の対象となります。

介護サービス事業者から提供を受ける居宅サービス等について

訪問看護師等による居宅サービス利用料について医療費控除を受けるためには、居宅サービス事業者から「**居宅サービス等利用料領収証**」の交付を受ける必要があります。また、領収書金額のうち「医療費控除対象」と記載のある金額のみが控除の対象となりますのでご注意ください。

指定介護老人福祉施設等から提供を受ける施設サービスについて

指定介護老人福祉施設等のサービスの費用について医療費控除を受けるためには、施設事業者から「**指定介護老人福祉施設等利用料等領収証**」の交付を受ける必要があります。

●1年間の医療費の領収書を整理し「医療費控除の明細書（19ページ）」を作成ください

- ・医療を受けた人ごと、支払先ごとに領収書をまとめてください。
- ・まとめた領収書の単位で医療費の集計をしてください。
- ・健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」があれば領収書に代えて計上が可能です。
- ・生命保険契約などで支給される入院費給付金、健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などがあれば医療費から差し引きますので、金額が分かるものをご用意ください。

※領収書は5年間保存する義務があります。

●医療費控除の計算方法



注1：保険金などで補てんされる金額とは、生命保険料契約などの医療保険金、入院費給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金などです。

なお、保険金などで補てんされる金額は、その給付目的となった医療費の金額を限度として差引しますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費から差し引きません。

15 寄附金に関する事項

寄附金控除に該当するもの	控除計算
① 都道府県、市区町村又は「特定寄附金」に該当する寄附金・義援金で2,000円を超えて支出した寄附金 ② あなたの住所地の共同募金会・日本赤十字の支部及び兵庫県又は佐用町の条例で指定された団体に2,000円を超えて支出した寄附金 控除を受けるためには領収書等が必要です。	A 基本控除 $=(\text{寄附金と総所得金額等の}30\%\text{のいづれか少ない金額} - 2,000\text{円}) \times 10\%$ B 特例控除（町民税・県民税の所得割の2割を限度） $=(\text{寄附金} - 2\text{千円}) \times (90\% - (\text{所得税率}) \times 1.021)$ ① の控除額 = A+B ② の控除額 = Aのみ

16 所得金額調整控除に関する事項

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- 給与等の収入金額が850万円を超える場合は、次の①または②のいづれかに該当する場合

①23歳未満の扶養親族がいる場合

②本人、同一生計配偶者もしくは扶養親族のうち特別障害者に該当する人がいる場合

$$\{\text{給与等の収入金額}(1,000\text{万円} \text{を超える場合は} 1,000\text{万円}) - 850\text{万円}\} \times 10\% = \text{所得金額調整控除額}$$

- 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

$$\{\text{給与所得控除後の給与等の金額}(10\text{万円} \text{を超える場合は} 10\text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額の合計額}(10\text{万円} \text{を超える場合は} 10\text{万円})\} - 10\text{万円} = \text{所得金額調整控除額}$$

ただし、1の控除もある場合は、1の控除後の金額から、2を控除します。

●収支内訳書（農業所得用）の書き方（収支内訳書の該当する箇所にそれぞれ記入してください）

○収入金額の明細（18ページ記載例）

農産物の種類品名等	収穫したり、販売したりした作物などの名称を記入します。 なお、温室やビニールハウス等で収穫したものは、「特殊施設」欄に記入します。
作付面積	農作物の種類ごとの作付面積をアール単位で記入します。牛、馬、豚、鶏などを販売の目的で飼育している場合は、その頭数を記入します。
販売金額	令和7年中の販売金額を記入します。 なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも、令和7年中に販売したものは、すべて令和7年分の販売金額になります。 ただし、金額の確定していない清算金などは、受け取った年分に算入してください。
家事消費/事業消費金額	農作物を家事及び事業（雇人費の現物支給など）のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価格により計算して記入します。
雑収入の内訳	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補てん金、農作業受託料、事業分量分配金などの名称と金額を記入します。

○収入金額（17ページ記載例）

収入金額	①販売金額	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の①の金額を記入します。
	②家事消費/事業消費	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の②の金額を記入します。
	③雑収入	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の③の金額を記入します。
	⑤・⑥農産物の棚卸高	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の⑤・⑥の金額を記入します。

○必要経費の各科目の具体例等（17ページ記載例）

科目	具体例
雇人費	⑧常雇・臨時雇人などの労賃及び賃費
小作料・賃借料	⑨農地の賃借料、農地以外の土地、建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設利用料
減価償却費	⑩建物、農機具、農業用自動車などの償却費(取得価額が10万円以上の資産) ※収支内訳書16ページの「減価償却費の計算」欄の①の金額を記入します。（12ページ参照）
貸倒れ金	⑪売掛金などの貸倒損失
利子割引料	⑫事業用資金の借入金の利子や、手形の割引料など
租税公課	⑬①税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税（土地、建物、償却資産）、自動車税（取得税、重量税を含む）、不動産取得税などの税金、②水利費、農業協同組合費などの公課
種苗費	⑭種もみ、苗代、種いもなどの購入費用
畜産費	⑮子牛、子豚、ひななどの取得費および種付料
肥料費	⑯肥料の購入費用
飼料費	⑰飼料の購入費用
農具費	⑱使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用
農薬衛生費	⑲農薬の購入費用や共同防除費
諸材料費	⑳ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
修繕費	㉑農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
動力光熱費	㉒農業に使用した電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
作業用衣料費	㉓作業衣、地下たびなどの購入費用
農業共済掛金	㉔水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金
荷造運賃手数料	㉕出荷の際の包装費用、運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料
土地改良費	㉖土地改良事業の費用や客土費用
雑費	㉗農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費
農産物以外の棚卸高	㉘㉙毎年同程度の規模で作付けをする未収穫農産物や毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す農産物以外の資材について ・は、棚卸しを省略しても差し支えありません。 ㉚販売の目的で飼育する牛、馬、豚、鶏などについては、取得価額に年末までの育成費用を加算して記入します。
経費から差し引く 果樹・牛馬等の育成費用	㉛収支内訳書16ページの「果樹・牛馬等の育成費用の計算」欄の㉕の金額を記入します。

【専従者控除について】

あなたと生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が本年中に6ヶ月を越える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）1人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

(1) **86万円**（その事業専従者が配偶者以外の親族である場合は、**50万円**）

(2) (収支内訳書表面の㉛の金額) ÷ (事業専従者 + 1)

○減価償却費の計算（収支内訳書18ページ）

償却方法 (建物、農機具などの一般減価償却資産)	(1) 定額法の場合 【平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産】 取得価額 × 9.0% × 償却率(旧) × 本年中の償却期間 = 償却費の額 なお、残存価額の廃止に伴い、償却可能限度額に達した場合は、その達した年分の翌年分以後5年間で1円まで均等償却する。 (取得価額 - 取得価額の9.5%相当額 - 1円) ÷ 5 = 償却費の額(※1円(備忘価額)まで償却) ただし、平成20年分から適用 【平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産】 取得価額 × 償却率(新) × 本年中の償却期間 = 償却費の額(耐用年数経過時点で1円まで償却)
	(2) 定率法の場合 税務署に届出が必要となります。
②本年中の償却期間	資産を月の中途で取得や譲渡、取り壊しなどをした場合は、その月を一ヶ月として計算します。
④未償却残高 (期末残高)	・本年中に取得した資産は、「①取得価額」の金額から「④本年分の償却費合計」の金額を差し引いた金額。 ・前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額-前年末までの償却費の累積額」の金額）から「④本年分の償却費合計」の金額を差し引いた金額。
適用	・資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合……その月日、事由など ・譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合……その旨 ・被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合……その特例名

【少額な減価償却資産について】

使用可能期間が1年未満か、取得価額が10万円未満の、いわゆる少額な減価償却資産については、減価償却しないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

【一括償却資産について】

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合、収支内訳書2ページ「①償却率」欄に「1/3」と記入します。

（参考）主な減価償却資産の耐用年数表

※耐用年数は平成21年分から改正されています。（この表にないものでわからないものはお尋ねください。）

【車両】

構造・用途	細目	耐用年数
一般用のもの (2輪・3輪自動車を除く)	小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの） 軽トラ	4
	貨物自動車（ダンプ式のものを除く）	5
	その他のもの	6

【機会及び装置】

種類	細目	耐用年数
農業用設備	トラクター、コンバイン、田植え機、耕運機、乾燥機、もみすり機、保冷庫等 ※農業用設備の耐用年数は全て7年となります。	7

【建物】

構造・用途	細目	耐用年数
倉庫用、作業場用	木造・合成樹脂	15
	木骨モルタル	14
	レンガ造・石造・ブロック造	34
	鉄骨鉄筋コンクリート	38
	(金属造) 骨格材の肉厚4mm超のもの	31
	(金属造) 骨格材の肉厚3mm超 4mm以下のもの	24
	(金属造) 骨格材の肉厚3mm以下のもの、軽量鉄骨	17
簡易建物	掘立造及び仮設のもの（木製主要柱10cm以下のトタンぶきは10年）	7

【中古資産の耐用年数】

(1) 法定耐用年数の全部を経過した資産

その法定耐用年数の20%に相当する年数

(2) 法定耐用年数の一部を経過した資産

その耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に経過年数の20%に相当する年数を加えた年数

※算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合は2年

耐用年数	償却率(定額法)	
	H19.3.31以前取得	H19.4.1以後取得
2年	0.500	0.500
3年	0.333	0.334
4年	0.250	0.250
5年	0.200	0.200
6年	0.166	0.167
7年	0.142	0.143
8年	0.125	0.125
9年	0.111	0.112
10年	0.100	0.100
11年	0.090	0.091
12年	0.083	0.084
13年	0.076	0.077
14年	0.071	0.072
15年	0.066	0.067
16年	0.062	0.063
17年	0.058	0.059
18年	0.055	0.056
19年	0.052	0.053
20年	0.050	0.050
21年	0.048	0.048
22年	0.046	0.046
23年	0.044	0.044
24年	0.042	0.042
25年	0.040	0.040
26年	0.039	0.039
27年	0.037	0.038
28年	0.036	0.036
29年	0.035	0.035
30年	0.034	0.034
31年	0.033	0.033
32年	0.032	0.032
33年	0.031	0.031
34年	0.030	0.030
35年	0.029	0.029
36年	0.028	0.028
37年	0.027	0.028
38年	0.027	0.027

枚数が必要な場合、コピーしてご利用ください。

令和8年度 市町村民税・県民税(国民健康保険税)申告書

佐用町長殿	現住所					
	1月1日現在					
	の住所					
	フリガナ					
	氏名					
提出年月日	年	月	日	生年	世帯主	の氏名
				月日		
					続柄	

□郵送の場合は、(代理の場合は代理人の)本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写しを添付してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料				
		円				
合計						
生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計				
		円				
		円				
新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計						
介護医療保険料の計						
円						
地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計				
		円				
(17) □ 寡婦 (18) □ ひとり親 (19) □ 勤労学生控除 (学校名) (□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還)						
障害者控除	1	フリガナ	氏名	障害の程度	級度	
	2	フリガナ	氏名	障害の程度	級度	
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計	配偶者	1	フリガナ	氏名	生年月日	明・大昭・平
	2	フリガナ	氏名	配偶者の合計所得金額	円	
個人番号						
□ 同一生計配偶者(控除対象者を除く。)						
扶養控除・特定親族特別控除	1	フリガナ	氏名	生年月日	明・大昭・平	同居・別居の区分
	2	フリガナ	氏名	生年月日	明・大昭・平	同居・別居の区分
	3	フリガナ	氏名	生年月日	明・大昭・平	同居・別居の区分
	4	フリガナ	氏名	生年月日	明・大昭・平	同居・別居の区分
個人番号						
控除額 万円						
控除対象外扶養親族	1	フリガナ	氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分
	2	フリガナ	氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分
	3	フリガナ	氏名	生年月日	平・令	同居・別居の区分
個人番号						
扶養控除額の合計 万円						
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。						
雑損控除	損害の原因	損害年月日		損害を受けた資産の種類		
	損害金額	保険金などで補填される金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額		
支払った医療費	保険金などで補填される金額					
医療費控除	円		円			

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農業	イ		
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ		
	公的年金等	キ		
	業務	ク		
	その他	ケ		
	総合譲渡	コ		
2 所得金額	短期	コ		
	長期	サ		
	一時	シ		
	事業	①		
	農業	②		
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	公的年金等	⑦		
4 所得から差し引かれる金額	業務	⑧		
	その他	⑨		
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩		
	総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫		
	社会保険料控除	⑬		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑲		
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法	勤労学生控除	⑲～⑳		
	障害者控除	⑳～㉑		
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒		
	扶養控除	㉒		
	特定親族特別控除	㉔		
	基礎控除	㉕		
	⑬から㉕までの計	㉖		
	雑損控除	㉗		
	医療費控除	㉘		
	合計(㉖+㉗+㉘)	㉙		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

代理人の場合(住所) 〒

届出人との関係

(氏名)

(電話番号)

6 納税の内訳

①事業所種別	
勤務先	
所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
②事業所種別	
勤務先	
所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
③事業所種別	
勤務先	
所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
④事業所種別	
勤務先	
所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円

7 事業・不動産所得に関する事項

8 配当所得に関する事項

配 当 所 得 の 種 類	支 払 確 定 年 月	収 入 金 額	必 要 経 費
		円	円

国外株式等に係る外国所得税額

9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	収入金額	必要経費
	円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ
	長期					ロ
一時						ハ

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。

右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

合計 イ+[(口+ハ)×1/2] 二

11 事業専従者に関する事項

1	フリ ガナ 氏 名			続柄		生年 月日	明・大 昭・平 令	専従者給与 (控除)額		
	個人 番号						従事 月数			
2	フリ ガナ 氏 名			続柄		生年 月日	明・大 昭・平 令	専従者給与 (控除)額		
	個人 番号						従事 月数			
3	フリ ガナ 氏 名			続柄		生年 月日	明・大 昭・平 令	専従者給与 (控除)額		
	個人 番号						従事 月数			
	所得税における青色申告の承認の有無					承認あり	・	承認なし	合計額	

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日	
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事業所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	フリ ガナ	個人 番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
	氏名	住所								
2	フリ ガナ	個人 番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
	氏名	住所								
3	フリ ガナ	個人 番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
	氏名	住所								

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円
住所地の共同募金会、日赤支部分	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

16 所得金額調整控除に関する事項

フリ ガナ		生年 月日	明・大 昭・平 令	特別障害 者に該当 する場合	級 度
氏名					
個人 番号					
別居の場 合の住所					

◎前年中に収入がなかった方(下記のうち該当するものに、その内容を記入してください。)

(1)下記の者の扶養家族であった、仕送りを受けていた、学生であった(前年12月31日現在)			(3)雇用(失業)保険等を受給していた						
氏名	続柄	学校名	受給期間	年	月～年	月まで	又は	継続中	
電話 ()			(4)生活保護法による生活扶助を受給していた						
住所			年卒業(予定)	受給期間	年	月～年	月まで	又は	継続中
(5)その他(貯蓄を切り崩していた等どのように生計を立てていたのかを記入してください)									
(2)遺族年金・障害年金・疾病賜金を受給していた									
該当するものを○で囲んでください → 遺族年金 障害年金 疾病賜金									

令和〇年分収支内訳書(農業所得用)

住 所	業種名	事務所所在地 氏名 (名稱)	依 賴 稅 理	電 話 番 號
	農園名			

この收支内訳書は機械で読み取りりますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用

(令和二年分以降用)

和年月日

○収入金額の明細

○減価償却費の計算

◎本年における特殊事情

果樹・牛馬等の名稱	購得・生産の年月日	前年から越年までの総額			成用の明細			欄の金額の算方法
		①本年中の種苗費、畜産料、畜産費	②本年中の肥料投下費用	③本年中の農業費用	④育成中の果樹等から生じた収入金額	⑤本年に取得したもの価額	⑥翌年へ越年したものの額	
合計		⑦						

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用

(令和二年分以降用)

住 所	兵庫県佐用郡佐用町佐用		業種名 農園名	水稲	事務所 所在地 氏名 (名称)	依 頼 税 理 土 等 電 話 番 号
	2611-1	ナミコ ナミコ				

三

○雇人費の内訳

(自 **01** 月 **01** 日 至 **12** 月 **31** 日)

命令和 8 年 3 月 3 日

【記載例】

【記載例】

【未償却残高】

令和7年12月末の時点での、残りの償却期間で控除可能な金額です。

軽トラック、令和5年6月購入（新車）、価格1,500,000円の場合、各年の償却額は

[令和5年] 1,500,000円×0.25（償却率）×7か月（6月から12月までの月数）÷12か月（1年）=213,750円

1 500 000 □ - 318 750 □ - 375 000 □ = 531 250 □ なる。まこと

また、耐用年数を過ぎて保有を続ける倉庫は未償却残高1円で計上し、処分する年の申告で1円の償却費を計上し支ず。

○収入金額の明細		農産物等の 種類品名等		作面積 (耕育 頭羽)	販売金額 円	家事消費 費金 額 数
キヌヒカリ	100 a	864,000	96,000			
大豆	30	75,000	1,000			
露地野菜	1	69,030	10,000			
R5清算金		40,950				
④ 小計	131	1,048,980	107,000			
合計		(A+B+C)		①	②	合計
⑤ 農産物販賣額		農産物 (A+B)		③	10,000	金額
⑥ 収入の内訳		販賣額 頭羽		区 分	10,000	円
⑦ 種類		畜産物 その他		直接支払い交付金		
⑧ 種類		⑧ 小計				
⑨ 種類		合計				

【中古償却資産の耐用年数の算出のしかた】

耐用年数の全部を経過したもの 耐用年数×0.2

耐用年数の一部を経過したもの 耐用年数 - (経過年数×0.8)
いずれも1年末満の端数は切り捨て、2年末満の年数は2年と

※コンバイン（中古）、登録初年は平成25年の場合

7年（農業用設備の耐用年数）×0.2=1.4
3年以下のおため2年となります。

【計算式】 トランク・令和7年3月購入(新車)・価格2,000,000円の場合本年分の償却費は

2,000,000円×0.143（償却率）×10か月（3月から12月までの月数）÷12か月（1年）×100%（事業専用割合）=238,333円となります。

卷之三

◎本年中における特殊事情

18

年分 医療費控除の明細書 【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所

氏名

1 医療費通知に関する事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	Ⓐ	円

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 捨除額の計算

③ 住跡の計算

支払った医療費	(合計)	円	A	申告書第二表の「所得から差し引かれる金額」に関する事項の医療費控除欄に転記します。
保険金などで 補てんされる金額			B	
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)		C	申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 <ul style="list-style-type: none">・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額 (特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑧の金額を転記します。
所得金額の合計額			D	
D × 0.05	(赤字のときは0円)		E	
Eと10万円のいすれか 少ない方の金額			F	
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)		G	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

令和7年分 所得の申告 相談日程表

受付時間 午前 9:30 ~ 11:30 (午前の受付人数は40名までとさせていただきます)
午後 1:00 ~ 3:00

日曜日区分			スマホ申告		
2月	5 (木)	1日	対象自治会：指定なし 場所：役場本庁舎 西館1階 町民広場		
	6 (金)	1日	※事前予約をお願いします。		
日曜日区分			事前還付申告相談		
2月	12 (木)	午前	対象自治会：指定なし 場所：さよう文化情報センター		
	13 (金)	午前	※受付時間は、午前中のみですのでご注意ください。		
公的年金や給与所得のある方で、医療費控除や保険料控除などにより、所得税の還付を受けられる方を対象に申告相談を行います。					

日曜日区分	佐用会場	上月会場		三河・南光・三日月会場	
		対象自治会	場所	対象自治会	場所
2月	16 (月) 午前 水根・青木・上石井	さよう文化情報センター	福吉・本郷	上月支所	上三河
	午後 若州・奥海・海内・桑野		大垣内・皆田・南中山		河崎・船越
	17 (火) 午前 岐・中土居・大船・中ノ原		金子・桜山		漆野・下三河
	午後 庵・延吉		来見・田和・才金		西下野・中三河
	19 (木) 午前 北新町・平福上町・平福中町・下町・南新町		金屋		多賀・土井
	午後 口長谷・奥長谷		力万・須安・宇根		中島・宝蔵寺
	20 (金) 午前 横坂		小日山・上上月		米田・安川
	午後 口金近・奥金近		中上月・下上月		小山
	24 (火) 午前 宗行・平谷・仁方・西河内		西大畠・日高・寄延		南光文化センター
	午後 豊福		仁位・早瀬1・早瀬2		下徳久 (上)
	25 (水) 午前 福澤		円光寺・上秋里・下秋里・西新宿		下徳久 (下)
	午後 淀・大畠		家内・大日山・小赤松		林崎・平松
	26 (木) 午前 甲大木谷・乙大木谷・末包		大酒		東徳久
	午後 東中山・真盛		久崎		西徳久
3月	2 (月) 午前 上町・中町・新町		櫛田		三日月
	午後 川原町・栄町				茶屋・東本郷
	3 (火) 午前 駅前・秀谷・大坪				湯小・真宗・志文
	午後 山平・吉福・柴谷				春哉・徳平
	5 (木) 午前 西山・山王・五反田				乃井野
	午後 山脇				西市・田此・島脇
	6 (金) 午前 上長尾				新宿・弦谷・南広
	午後 下長尾・円応寺				久保・廣山
	9 (月) 午前 本位田甲				
	午後 山田・本位田乙・大願寺				
	10 (火)				
	12 (木)				
	13 (金)	対象自治会：指定なし		場所：さよう文化情報センター	
	16 (月)				

◎対象自治会の申告相談日に都合が合わない場合は、日程表にある別の相談日におこしください。

●会場での待ち時間がなく、期間中は24時間、自宅のパソコンまたはスマートフォンから申告できるe-Tax

(国税電子申告)をご利用ください。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

※2月5日・6日の申告は、パソコンを使用したe-Taxは行いません。

ご自身のスマートフォンを使用した申告のみとなります。ご利用の機種によっては、

e-Taxに対応していない場合があります。右の二次元コードで対応機種を確認してください。



e-Tax対応機種一覧

●国税に関する一般的なご相談は相生税務署電話相談センターへお尋ねください。(自動音声の案内に従ってください)

電話相談センター：0791-23-0231 (受付 8時30分～17時 土・日・祝日及び年末年始を除く)